

建築行為等を行う際には  
意見交換が必要です!

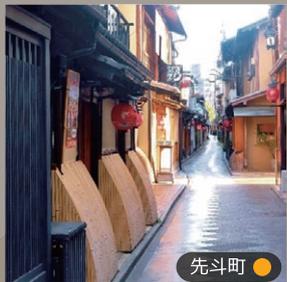
みんなの  
まちの

# 価値を高める話し合い

地域景観づくり協議会



西之町 ●



先斗町 ●



修徳 ●



一念坂・二寧坂 ●

修徳景観づくり協議会 ●  
先斗町まちづくり協議会 ●  
西之町まちづくり協議会 ●  
一念坂・二寧坂古都に燃える会 ●  
桂坂景観まちづくり協議会 ●  
姉小路界隈まちづくり協議会 ●  
明倫自治連合会 ●

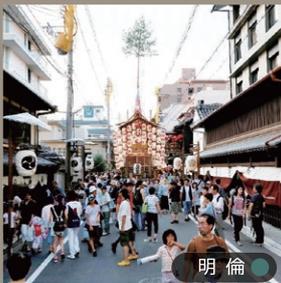
京都市地域景観まちづくりネットワーク



桂坂 ●



姉小路界隈 ●



明倫 ●



京都市には、地域ごとに固有の自然、歴史、文化等を背景とした景観があります。これらの地域ごとの景観が集まり、京都全体の景観を織り成していると言えます。

上記の七つの地域は、それぞれに地域固有の景観を地域住民の共有財産とし、その価値の維持・向上に向け、住民が主体となり景観づくりに日々取り組んでおり、京都市の地域景観づくり協議会制度の認定を受けています。

また、各協議会が互いに協力し、切磋琢磨しつつ各地域の価値を高めていくために「京都市地域景観まちづくりネットワーク」を設立しました。

これらの活動は、それぞれの地域のみならず、京都全体の価値向上にもつながるものと考えています。

本パンフレットは、こうした取組、制度を地域の皆様、また広く市民の皆様を知っていただき、活動がさらに広がっていくことを目的に作成しました。

京都市・京都市地域景観まちづくりネットワーク

# 地域景観づくりに取り組むメリットって？

おむすびミーティング(平成27年8月3日)での市長との座談から

これを機に、ネットワークを立ち上げることとなり、市長も交えて相談した結果、名称を  
**“京都市地域景観まちづくりネットワーク”**  
とすることとなりました。

ここに集まった7地域、観光地から住宅地までまちの性格は多様ですが、地域景観づくり協議会制度(裏表紙に解説)をそれぞれの地域の特色に応じて活用し、地域の価値を高める景観まちづくりに取り組んでいます。

門川京都市長と制度の認定を受けた7地域のまちづくりリーダー達が、京都の景観まちづくりの現状と展望について意見交換を行いました。

## 1. 地域景観づくり協議会制度を活用し、地域の底力を発揮

修徳

修徳学区ではこの制度が出来る以前から、地域内での建築行為については、建築主や事業者と相談会をしてきた。当初は修徳らしい建物とはどんなものか、と考えてきた。失敗も含め経験を繰り返す中で、今ではこの制度は、新しく住んでくれる方と、昔から住んでいる人を繋ぐ役割を担っている。お互いの関係構築を通して、景観が形成されてくることに繋がっている。

姉小路

姉小路界隈を考える会では、平成27年3月に地域景観づくり協議会事務局を開設し、丸4箇月で既に8件の協議を完了した。とても忙しいが、飲食店開業や看板設置など多様な協議対象が出てきている。この間の経験から、地域の人々に案件に応じて丁寧に意見を聞くこと。また、新しく来る方にむけて一緒に頑張って、良好な環境を創造していこうという意志を伝え実行につなげる。この二つが重要であると感じている。

先斗町

現在まで50件程度の意見交換をしてきた。この制度はあくまで話し合いであり、どこまで効力があるのか不安だったが、30人の役員の前で誓約をしてもらうことで、変なことはできないという抑止力となることを実感している。しかし知らぬ間に店が変わっていることもある。協議が必要な地域だということを、関連業者にも市からしっかりアピールしてもらえると、取組みがスムーズにいくように思う。

一念坂二丁目

我々の地域は、伝統的建造物群保存地区の規制があり、かつ地域景観づくり協議会にも取り組んでいる。周辺地域にはそれが無い。すると何故あちらではいいのに、こちらはダメなのかと考える人も出てくる。景観まちづくりに取り組む地域が広がるとよいし、市外の業者などにも制度の周知が大切だ。

桂坂

桂坂は4000世帯ほどの住宅地である。地域への玄関口にあたる場所で、コンビニとドラッグストアの計

画が持ち込まれ協議を行った。当初は目立ち過ぎるプランに地域側から意見したが、なかなか話が通じない状態であった。途中から話が噛み合いたし、地域にとっての店であるとの理解から、全国チェーンでありながら独自の形態をとってもらえた。手間暇はかかったが、この制度のおかげで協議が実現し結果につながった。その意義は大きい。今後もぜひこの制度を普及させていきたい。

明倫

明倫学区というと祇園祭。これを行うにふさわしいまちなみを形成することを一番のテーマとして活動している。平成27年6月に制度による協議を始めたが、既に5~6件の相談がある。個人宅の改修の件では、大阪の業者は扉を不燃材にしないといけないと考えていたが、この地域には木製の方がふさわしいとの意見が出て、専門家のアドバイスもあって、京都市にも木製で認めてもらった。結果的に地域にとっても良い方向となり、業者も喜んでた。

西之町

西之町は、「歴史的景観保全修景地区」「地区計画」「地域景観づくり協議会」の認定を受け、さらに地域で「町式目」を作成し、この4本の柱でまちづくりをやっている。地域で問題が起こった時に、丁寧に意見交換をすることが納得のいくまちづくりにつながると思う。

市長

皆さんの熱意に感銘を受けている。歴史的な関係・地理的な関係で、それぞれ7地域は違うなかで、景観という一つのテーマに基づき連携している。またNPOがサポートしている。みんなで課題意識を共有しながら、さらに前進していこうという、まさに進化する、京都市の景観政策の力強い推進力だと思っている。

自分たちのまちをどうよりよくしていくか、理念を持ち、話し合いを通じて、景観だけでなく、新しく住まわれる方の安心安全、家族の在り方まで発展させて考えられている。この制度を通じて、新しい人がコミュニティに調和していくものと考えている。

## 2. これからの景観まちづくりの課題と展望

先斗町

看板などの小さなものは地域で取組めるが、もっと大きなもの、無電柱化や交通問題など、公共的な事柄の対処はこの制度では難しい。公共空間の景観づくりを、地域にふさわしいものにしていくかは、今後の課題だと思う。

修徳

ここに集まっているのは地域愛にあふれている人達。しかし、これをいつまで続けられるだろうかという不安がある。若い人に押し付けるわけにはいかないし、だからといって外部者主体でも動かない。引き継いでくれる、担い手を育てることが課題である。

西之町

西之町では町内の色を調べ、これをデータ化している。これをはみ出すものはやめてもらうよう、お願いしている。色彩はとても重要な景観の要素である。地域景観づくり協議会に認定されている地域では、色についても協議でうまく扱えるようになるとよい。

一念坂  
二寧坂

我々の地域で今一番問題になっているのは屋外広告物。一軒に幾つも店舗が入る場合など、現在の一軒あたりで考える規制ではうまくいかない場合もある。一律の規制ではなく地域の特性をいかし、ある部分は規制緩和をしながら規制を強めていく、そのような工夫ができないか考えていただきたい。

明倫

新町通りでは祇園祭の際には、上を見上げることが多くなるので、電線が目立つ。特に黄色いネットをかけている電線は見苦しいところがあり、これだけでも対策出来ないかと考えている。

桂坂

桂坂では、緑豊かな住環境を守ることから、建物だけでなく景観に影響のあるもの、例えば公共空間の樹木なども協議の対象と考えている。せっかくある協議会をいかしてもらえたらと思う。

姉小路

この間の協議も、京都市の協力があってうまくいった。今後の制度の周知や運用には、京都市にもさらに踏み込んでもらい、地域と協力連携することが大切だと思う。

市長

まちづくり活動がしやすくなる環境を作っていく。自分たちのまちを自分たちで育て、それを市がバックアップしていき、地域力をいかせる仕組みづくりをお手伝いをしていく、そういう行政でありたい。

新景観政策以降、景観は良くなってきているが、市民の豊かさにつながっていない面もある。住みたい、訪れたい、働きたいと思える都市を目指して、より一層精進していきたいし、皆さんの取組を支えられる市政でありたい。貴重な意見を聞かせていただいた。耳の痛い話もあったが、頑張れということだと率直に受け止め改善していきたい。

## 座談会参加者

門川大作 (京都市長)



### 修徳景観づくり協議会



小西宏之 (顧問兼事業担当総括)

西田教子 (事業担当常任委員)



### 先斗町まちづくり協議会



金田祐一 (副会長)

神戸 啓 (副会長)



### 西之町まちづくり協議会



横山経治 (事務局長)

### 一念坂・二寧坂 古都に燃える会



鳥 拓也 (会計)

島田耕園 (会長)

神田智弘 (副会長)



### 桂坂景観まちづくり協議会



蓑島 潔 (会長)

長坂生人 (事務局長)



### 姉小路界隈まちづくり協議会



谷口親平 (事務局長)

### 明倫自治連合会



長谷川明 (理事長)

井上成哉 (まちづくり委員)



### NPO法人京都景観フォーラム (事務局)



内藤郁子 (理事長)

森川宏剛 (専務理事)



# 市民の皆様とともに創造する景観まちづくり

～地域での景観づくりを進めるために～

## 《地域景観づくり協議会制度について》

### ■ 制度の目的

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとする方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。

### ■ 制度の仕組み

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「**地域景観づくり協議会**」として市長が認定します。また、協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針をまとめた計画書を「**地域景観づくり計画書**」として市長が認定します。

計画書に定めた「**地域景観づくり協議地区**」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続(美観地区での認定, 屋外広告物条例の許可等)に先立ち、建築等の計画内容について、**協議会と意見交換を実施**していただきます。

## 「地域景観づくり協議地区」における手続きの流れ

step 1



建築物, 工作物の新築, 改築等, 看板の設置, 変更等の計画

○ 各協議会の連絡先等

連絡先は京都市景観政策課へお問合せください。その後、建築主や建築士等から協議会に連絡していただき、意見交換の日時, 場所等を調整していただきます。

step 2



地域景観づくり協議会と意見交換を実施

○ 意見交換内容の報告

意見交換の内容は、報告書としてまとめていただき、景観に関する手続きの際に、申請書等に添付して、京都市に報告していただきます。

step 3



景観に関する手続き  
(美観地区での認定, 屋外広告物条例の許可等)

平成 28 年 3 月発行

発行：京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課

電話 (075) 222-3397

FAX (075) 222-3472



京都市  
CITY OF KYOTO



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



京都市地域景観づくり協議会

検索

京都市印刷物 第275487号